

毎月第3金曜日は川西市の『人権デー』です。

今月は「犯罪被害者の人権」について考えてみましょう

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間です

誰もが突然、犯罪等に巻き込まれるおそれがあります。

犯罪被害者とその家族をめぐる問題としては、犯罪等により犯罪被害者が直接的な被害を受けた後に、うわさや中傷又はインターネットでの拡散、マスメディアの報道等により犯罪被害者等が正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害といった**二次(加害者でない方)被害**があります。

犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を取り戻すためには、身近な方や地域の方、犯罪被害者等を雇用する事業者などの理解と寄り添う気持ちが大切です。また、周りの方が励ましのつもりでかけた言葉が犯罪被害者等を傷つけてしまうことがありますので、十分注意しましょう。

本市では、「**川西市犯罪被害者等支援条例**」を施行し、相談窓口の設置や支援金の支給、日常生活の支援などを通じて、犯罪被害にあわれた方への支援を行っています。

犯罪被害にあった人に寄り添う気持ちが大切です！



主な相談先

※祝日等除く

川西市

【犯罪被害者等支援総合相談窓口】 ●犯罪被害者や家族の支援に関する相談 ●各種支援制度や関係機関等の紹介
Tel 072-740-2050 犯罪被害者等ホットライン / 平日 9:00～17:00

【犯罪被害相談員による相談(予約制)】 ●犯罪被害相談員による犯罪被害者や家族が抱える悩みについて情報提供や助言
Tel 072-740-2050 ※相談日の前週水曜日までに電話 / 原則第2・4月曜日 13:00～15:00

兵庫県

【兵庫県犯罪被害者等総合相談窓口】 ●犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談 ●こころの悩み相談、カウンセリング
Tel 078-360-0783 / 平日 9:00～17:00

兵庫県警察本部

【犯罪被害に関する相談窓口】 ●犯罪被害給付制度や各種支援制度の相談 ●こころの悩み相談、カウンセリング
Tel 0120-338-274 サポートセンター / 平日 9:00～17:45

公益社団法人ひょうご被害者支援センター(兵庫県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体)

【犯罪被害の総合的な相談】 ●弁護士や臨床心理士等による相談 ●裁判所や病院等への付き添い ●裁判傍聴等の支援
Tel 078-367-7833 / 月・火・木・金曜日 10:00～16:00

【性暴力被害相談】 ●弁護士や臨床心理士等による相談 ●医療費の助成、医療機関への同行支援
Tel 078-367-7874 ひょうご被害者ケアセンター「よりそい」 / 平日 9:00～17:00
(開設時間以外は夜間休日対応コールセンター(国設置)に自動転送されます)

犯罪被害者週間啓発パネル展



犯罪被害にあわれた方に対する市の支援や、その置かれている状況、生活の平穏への配慮の重要性について理解を深めましょう。

- 期 間 11月26日(火)～12月29日(金)
- 時 間 9時～17時(最終日は16時まで)
- 場 所 市役所1階市民ギャラリー
- 問合せ 生活安全課 TEL:072-740-1333

特設人権相談

11月15日(金) 午後1時～4時
12月4日(水) 午後1時～4時
12月20日(金) 午後1時～4時
令和7年1月17日(金) 午後1時～4時

無料
予約優先

川西市役所で、人権擁護委員による相談をお受けします。
◇問い合わせ 人権推進多文化共生課 Tel 740-1150

人権啓発ビデオ上映会 総合センター

★12月18日(水) 15時30分～
『猫の事務所』(アニメーション)(22分)
★12月20日(金) ①10時～②13時～③16時～
『青年期、成人期の発達障害者支援
第2巻 生活・余暇・就労支援をめぐる』(28分)
◆問い合わせ 総合センター TEL758-8398

無料